

電気供給約款 [低圧] 改訂箇所 新旧対照表

新	旧
<p>1. 適用</p> <p>(3) この需給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。  <u>沖縄電力を除く一般送配電事業者の各供給区域</u></p> <p>34. 制限または中止の料金割引</p> <p>(1) 当社は、33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。<u>また、契約対象の供給地点が所在する一般送配電事業者の区域に於いて、当該区域のみなし小売電気事業者が当該割引を行っていない場合には、この割引は適用いたしません。</u></p>	<p>1. 適用</p> <p>(3) この供給約款は当社の供給区域である次の地域に適用いたします。            北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社の各供給区域</p> <p>34. 制限または中止の料金割引</p> <p>(1) 当社は、33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。</p>

電気需給約款 [高圧、特別高圧] 改訂箇所 新旧対照表

新	旧
<p><b>33. 制限または中止の料金割引</b></p> <p>(1) 高圧季節別時間帯別電力、および特別高圧季節別時間帯別電力については、託送供給等約款に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合には、当社は、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。<u>また、契約対象の供給地点が所在する一般送配電事業者の区域に於いて、当該区域のみなし小売電気事業者が当該割引を行っていない場合には、この割引は適用いたしません。</u>なお、割引額の単位は、1 円とし、その端数は、切り上げます。</p>	<p><b>33. 制限または中止の料金割引</b></p> <p>(1) 高圧季節別時間帯別電力、および特別高圧季節別時間帯別電力については、託送供給等約款に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合には、当社は、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。なお、割引額の単位は、1 円とし、その端数は、切り上げます。</p>